

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

## 1. 競争入札に付する事項

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 業 務 件 名 | 帯広第2 地方合同庁舎各種設備等保守点検業務            |
| (2) 業 務 場 所 | 帯広市西5 条南8 丁目 帯広第2 地方合同庁舎          |
| (3) 業 務 概 要 | 仕様書のとおり                           |
| (4) 業 務 期 間 | 平成30 年1 1 月6 日から平成3 1 年3 月3 1 日まで |

## 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22 年勅令第165 号)第7 0 条に該当しない者であること。  
(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第7 1 条に該当しない者であること。
- (3) 平成2 8・2 9・3 0 年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等: 建物管理等各種保守管理」のA、B 又はC 等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する者であること。  
なお、C 等級については北海道内にて過去2 年間に於ける1 建物当たりの建物延床面積10,000 ㎡以上の業務を実施した者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 帯広市内に営業所その他の業務を適正に履行することが可能な営業拠点を有するものであること。
- (8) 下記5 の入札説明書等の交付を受けた者であること。

## 3. 入札心得書、契約条項及び仕様書を示す場所

帯広市西5 条南6 丁目 帯広財務事務所 総務課 合同庁舎管理係

## 4. 開札の場所及び日時

帯広市西5 条南6 丁目 帯広財務事務所 2 階 会議室  
平成30 年1 0 月2 3 日(火) 1 0 時0 0 分

## 5. 入札説明書等の交付場所及び期間

帯広市西5 条南6 丁目 帯広財務事務所 総務課 合同庁舎管理係  
公告の日から平成30 年1 0 月1 8 日(木)までの土曜、日曜及び休日を除く8 時3 0 分から1 2 時0 0 分及び1 3 時0 0 分から1 7 時1 5 分までとする。

## 6. 入札保証金 免除

## 7. 契約保証金 免除

## 8. 入札の無効

上記2 に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

## 9. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

10. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税込み）の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

12. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

以上公告する。

平成30年10月2日

分任支出負担行為担当官

北海道財務局帯広財務事務所長

高 桑 誠